

東京都がん対策推進計画の内容（案）と検討項目（案）について

東京都がん対策推進計画内容(案)

- 1 総論
・現状と課題
- 2 がん予防・早期発見対策の推進
・がん予防の普及
・早期発見の推進(検診対策の充実)
- 3 情報収集提供体制の整備
・がんに関する情報提供の推進
・がんに関する相談支援体制の整備
・がん登録の推進
・がんに関する研究の推進
- 4 がん医療水準の向上
・がん診療連携拠点病院の整備と連携体制の構築
・がん医療従事者の育成
・化学療法、放射線療法、緩和ケアなどの専門医療の普及
- 5 ターミナル・ケア体制の充実
・在宅ターミナル・ケアの充実
・施設におけるターミナル・ケアの充実

検討項目(案)について

がん予防・早期発見対策の推進

たばこ対策等、がん予防のための生活習慣の改善に関する普及啓発を強化する。
都民全体のがん検診の受診状況を正確に把握する。
検診受診率の向上策
区市町村におけるがん予防対策の推進を支援する。
職域との連携等によるがんの予防と早期発見を推進する。
都民に向けてがん検診の意義や有効性等の周知を図る。
がん検診の精度管理を充実させる。

情報収集提供体制の整備

相談支援センターへの支援を実施し、情報提供及び相談の質を向上させる。
がん患者及びその家族に対する心のケア(精神的支援)を行うような相談支援体制を構築する。
がん診療連携拠点病院が実施する院内がん登録の集計を行うとともに、都内医療機関へ院内がん登録の普及を図る。
がん登録に関する都民の理解が得られるよう普及啓発を図る。
都の役割として必要ながんに関する研究を推進する。

がん医療水準の向上

がん診療連携拠点病院と地域の医療機関の連携を構築することにより、都内のがん医療水準の向上を図る。
がん診療連携拠点病院の情報開示を積極的に推進する。
がん診療連携拠点病院の評価制度を新たに設け、がん診療連携拠点病院の質を確保する。
がん診療連携拠点病院や学会と連携し、都内がん専門医の養成に努める。
化学療法、放射線療法、緩和ケアなどの専門医療の理解促進を図る。
緩和ケアに関する研修事業を充実させ、より専門性で実践的な人材育成に努める。

ターミナル・ケア体制の充実

病院だけでなく、住み慣れた家庭や介護施設など、地域での療養も選択できるよう、在宅医療の充実を図る。
緩和ケア病棟の整備を更に推進する。
在宅での療養を可能とするため、緩和ケア外来を増やすための取組を行う。

がん対策基本法第三章「基本的施策」

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

- ◆ 第十二条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。
- ◆ 第十三条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 がん医療の均てん化の促進等

- ◆ 第十四条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- ◆ 第十五条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- ◆ 2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立がんセンター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- ◆ 第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- ◆ 第十七条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第三節 研究の推進等

- ◆ 第十八条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

- ◆ 2 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。